

カナダにおける IFRS 導入の影響に関する一考察

How were Canadian companies influenced by the adoption of IFRS

西 海 学

Satoll NISHIUMI

和文要旨：

カナダでは2011年1月1日より開始する会計年度より、公開企業に対しては、原則として、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下、IFRSと記す）の適用が要求されるように、また、非公開企業に対しては、非公開企業のためのカナダ会計基準（Accounting Standards for Private Enterprises: 以下、ASPEと記す）か、IFRSかのいずれかを選択適用するように変更がなされた。本稿では、カナダにおいて、なぜ、IFRSのアドプションが選択されたのか、さらに、事例をもとに、IFRSのアドプションによる問題点として、どのような事が生じているのかについて考察する。

英文要旨：

In Canada, its Accounting Standard was changed largely, and adopted International Financial Reporting Standards (IFRSs). It is that all public companies must apply IFRSs to financial reporting, and all private companies chooses either (Accounting Standards for Private Enterprises: ASPE) or IFRSs and must apply it, from January 1st, 2011. In this study, it has been considered why IFRS were introduced in Canada and what kind of problem thereby occurred.

和文キーワード：国際会計基準、国際財務報告基準、カナダ会計基準、アメリカ会計基準、原則主義、細則主義

英文キーワード：IAS, IFRS, Canadian GAAP, US GAAP, Principles based, Rule based

目 次

- 1 はじめに
- 2 IFRS アドプションの経緯
 - 2-1 財務報告の環境の変化の状況
 - 2-2 財務報告の環境の変化への対応
 - (1) カナダ基準の存続の可否
 - (2) アメリカ基準とIFRS
 - 2-3 IFRSのアドプション
 - 2-4 小括
- 3 アドプションの事例（RBCのケース）
- 4 生じた問題点
 - 4-1 “原則主義”に基づく問題点

4-2 その他の問題点

5 おわりに

1 はじめに

わが国において、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: 以下、IFRS と記す) の受け入れについては、2009年6月30日に公表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告)」において、IFRS の適用に関する、いわゆる、ロードマップが示された。それによると、2010年度3月期決算より、IFRS の任意適用を認め、2012年に強制適用の判断を行い、仮に強制適用する場合には、2015年または2016年に適用を開始するとされていた。

2010年からの任意適用は開始されたが、しかしながら、2011年6月21日に、自見庄三郎内閣府特命担当大臣 (金融担当) (当時) により、IFRS 強制適用の時期を延期するという方針が示され、アメリカ会計基準の適用廃止も撤廃された。それは、金融庁 [2011] によれば、アメリカ財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standard Board: 以下、FASB と記す) と国際会計基準審議会 (International Accounting Standard Board: 以下、IASB と記す) のコンバージェンス作業の延期、SEC からの IFRS 適用に関する作業計画案の公表、産業界からの「要望書」の提出、東日本大震災の発生といった理由に基づくものであった。その結果、日本では日本基準、アメリカ基準、IFRS と種々の会計基準が併存している。

日本と同様に、IFRS の適用の判断について、ヨーロッパ連合 (Europe Union: 以下、EU と記す)、オーストラリアなど、国際的な動向に比べて遅れていた、カナダでは、日本が強制適用の時期を延期する決定を行った2011年より、公開企業に対しては、原則として IFRS の一括適用 (アドプシオン) が開始された。

カナダでは、2004年頃より IFRS のアドプシオンを視野にいれ、2005年7月末までにコメントを募集し、2006年に2011年からの IFRS のアドプシオンの準備を開始している。日本にしてもカナダにしても移行にかかる準備期間は5~7年をとってあったにもかかわらず、

カナダでは予定通りアドプシオンを開始したが、日本ではアドプシオンを一旦は行わないという結果となった。このような結果の要因として、環境 (主にアメリカの行動) の変化や災害といった外的要因はアドプシオンの延期の一つとして考えられるが、より根本的な問題、たとえば、会計基準の設定過程などにカナダと日本では差異があったのではないだろうか。そこで、カナダにおいて、なぜ IFRS のアドプシオンの決定したのか、およびアドプシオンによる影響について、以下、考察する。

2 カナダにおける IFRS アドプシオンの経緯

IFRS のアドプシオンに関する準備を AcSB が開始したのは2006年、IFRS のアドプシオンを正式に表明したのは2008年3月である。この点について、AcSB は5年間という準備期間は合理的で、明確なアドプシオンのロードマップを示すことができ、移行に伴うコストや混乱を最小化することができたとしている。

AcSB は IFRS のアドプシオンに関する準備を2006年に開始したが、もともとは異なるスタンスをとっていた。それは、カナダ基準を、アメリカ基準との調和化 (Harmonization) をはかりながら、IASB のコンバージェンスについては支持をするというものであった。アメリカ基準との調和を計ろうとした理由は、隣国であり同一経済圏にある事と、ニューヨーク証券取引所に上場しているカナダ企業についてはアメリカ基準の使用を認めていたためである。しかしながら、財務報告環境の変化を通じて、カナダ証券市場の規模は、世界的に見ればそれほど大きいものではないため、独自の会計基準を開発し、維持する事は困難であると判断し、IFRS のアドプシオンという結論に至っている¹⁾。

2-1 財務報告の環境の変化の状況

AcSB[2011a] では、IFRS アドプシオンに至る財務報告環境の変化について、2004年に、

生じている事象を6点示している²。内容ごとに考察すると、カナダ国内におけるものとして、カナダ報告企業の領域の階層がタイプや規模において増大している事、カナダ基準が全ての報告実体のカテゴリーに対する、特に非公開企業に対するニーズに合致するものとなっているか、(非公開企業に対しては、異なる報告方法を導入さえ問題となっている)の2点が挙げられている。

アメリカ基準との関係については、アメリカ基準との調和化の拡張が増える事により、困難が会計担当者や監査人に対して生み出されていた。もともと AcSB は細則主義的であるアメリカ基準の詳細なルールの全てをカナダ基準に盛り込む事を、多くの場合において避けて来た。しかし、一部の投資家は、アメリカ基準との「調和化」は、アメリカ基準と「同様である」を意味すべきだと主張し、企業は調和化されたカナダ基準を適用する際に、アメリカ基準の詳細までを適用していたようである。このような事態を AcSB としては意図していたわけではないため、アメリカ基準との調和化の促進を再考するようになったのである。また、当時の国際的に財務報告の結果、会計基準設定の情勢 (climate) に変化が生じているので、アメリカ基準の細則主義的な会計基準の拡張的導入に、懸念がより生じていた。また、法律上の問題として、そのころに、特定の状況を前提として、アメリカ基準による財務報告を行っている SEC 登録のカナダ企業に対して、州証券取引法の必要条件を満たす場合には、カナダ基準の代わりにアメリカ基準を使う事を認めるよう、法改正がなされている³。

その他に、会計基準の国際的コンバージェンスの加速と、その実行可能な基礎となる IFRS の出現により、ヨーロッパ連合、オーストラリア、ニュージーランドやその他の国々が IFRS のアドプションを決定した状況を挙げている。

2-2 財務報告の環境の変化への対応

AcSB は財務報告の環境変化への対応として、まずカナダ基準をどうするかについて検討している。現実的な代替案として、公的に財務報告義務のある公開企業に対して、分離された独自の基準としてカナダ基準を継続すべきか、

アメリカ基準または IFRS に移行するかという3つの選択肢を挙げている⁴。

(1) カナダ基準の存続の可否

カナダ基準の存続を求める意見としては、まず、カナダ国内の資本市場で資金調達をしている大多数の企業は、近い将来においてカナダ基準をあきらめる必要性がないだろうと言う意見がある。その理由は、国内資本市場の上場企業の会計担当者、監査人、財務諸表利用者はアメリカ基準を非常に嫌がっているというものである⁵。具体的には、経済規模的に、アメリカに比べカナダは比較的企業数が多く、かつそれらの企業の規模は非常に小さい。それゆえ、そのような小規模企業において、細則にわたるアメリカ基準の適用はあまりにコストが高くつくということと、大都市以外でアメリカ基準の適用をサポートできる基盤が存在しないという懸念があった。

また、カナダ基準の存続を求める他の意見として、国際的会計基準のコンバージェンスを主要な目的としながらも、カナダ基準をよりアメリカ基準に近づけて行くことを望むものや、カナダ基準を独自に設定する事を諦める事は、AcSB の責任放棄ではないかという疑問もあげられていた。

しかしながら、回答者の大多数はカナダ基準をなくすことに対する賛成意見であった。その理由としては、次のようなものがあった。

- a 長年にわたる経験から独特なカナダの状況というものあまり存在しないということや、カナダの資本市場は全世界の資本市場のわずか3%に過ぎない。
- b 国際的な資本市場において活動するカナダ企業に対して、利害関係者はカナダ基準の必要性を感じていない。また、アメリカ基準や IFRS は投資家や債権者に対して、より役立つ情報を提供する基準であると考えられる。
- c カナダ基準を取りやめることにより、海外市場において資金調達をするにあたり、財務諸表の調整表を作成する必要がなくなるか、少なくともその手間は減少する。
- d アメリカ基準や IFRS のカナダ化

(Canadianize) は、基準設定における資源の無駄遣いになりかねない。

bとcについては、カナダ以外の国で資金調達を行う企業、およびその利害関係者に関するもので、一般的なものではないが⁶、aの意見に基づけば、わずかなシェアしか持たない市場のために固有のカナダ基準を開発、存続、維持させる事が、適切ではなくなって来ているということになろう。dについては、すでに示したように、利害関係者の要求によりカナダ基準に準拠しながらも、実際にはアメリカ基準を適用するような事例も存在していたため、確かにカナダ基準というものが形骸化しつつある状況にあったという事が伺える。これらの意見を集約し、AcSBはカナダ基準を独自に制定し、メンテナンスしていくことを諦める決定を行ったのである。

(2) アメリカ基準とIFRS

AcSb[2011a]によると、コメントレターでは、カナダ基準を廃止し、他の会計基準をアドプションする場合には、IFRSを選択するとする回答が大多数であり、アメリカ基準を選択するという回答は少数意見であった⁷。

アメリカ基準をアドプションする事を選択する回答の理由としては、カナダ経済とアメリカ経済の市場間、とりわけ資本市場間に、緊密な関係や類似性あることや、カナダ企業のうち、アメリカ基準を適用した事のある企業はすでにかなりの数が存在するが、IFRSを適用した事がある企業はほとんどないことが挙げられている⁸。

一方、アメリカ基準よりもIFRSを選択する理由としては、一般的なものとして、IFRSが、高品質な会計基準のセットとして受け入れられている事が促進している事や以前から存在する多くの基準のインプルーブがなされ、国際的に見て重要な新たなトピックにも着手されており、多くの国でIFRSが採用されているという事が挙げられている⁹。

また、カナダの経済・会計の事情に照らしたコメントとして、カナダの会計基準や概念フレームワークは、IFRSのように原則主義的で、アメリカ基準よりも近似しているというものが

挙げられている¹⁰。

これらの意見を集約し、AcSBは、カナダ基準やIFRSよりも詳細かつ広範囲にわたるアメリカ会計基準を適用するために必要となる支出や労力を受け入れる事を望まず、これまでの原則主義的なカナダ基準による財政状態や経営成績の表示で、株主や債権者の情報ニーズを満足させる事が出来て来ているので、一般的な原則による会計基準の設定を選択する事とした。そもそも、旧カナダ基準の制定において、IASないしIFRSにコンバージェンスする取り組みを行って来たため、IFRSをアドプションするという事は、AcSBにとっても、企業にとってそれほど大きな問題とならないと判断されたのではないかと考えられる。

また、アメリカ基準とIFRSのどちらをアドプションするかについては、両者の性質と目的の違いをAcSBは重視した。それは、アメリカ会計基準は、アメリカ財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB) および、アメリカ証券取引委員会(Securities Exchange Commission: SEC) によって、いわばアメリカの国益や公共の利益だけに適うように制定されているため、カナダの公共の利益と一致しないと考えられる。一方、IFRSは、その設定主体であるIASBには世界的な委任があり、また組織の構造やデュー・プロセス、構成も世界的視点に立脚しているというものである。それゆえ、もしアドプションするのであれば、IFRSがより望ましい基準であると結論づけられている。

加えて、アメリカでの近年における財務報告スキャンダルなどによる、細則主義に基づく要求の拡張の懸念は、会計基準設定におけるSECの活動の活発化や干渉可能性の増大、さらにはアメリカ国会議員がたびたび財務報告問題への干渉といった、アメリカ会計基準設定のシステム変更に繋がってしまっている。このような干渉は、必ずしも公共の利益に資するものになるとは限らない。また、アメリカの基準設定のシステムはカナダ企業や投資家における論点や問題点、懸念に対してレスポンスするようには考えられないため、アメリカ基準の導入を見送る事としている。

2-3 IFRS のアドプション

AcSB は、2006 年 1 月に、IFRS をアドプションすると方針を決め（正式な決定は 2008 年 3 月）、合理的かつ十分な準備期間を設けるため、5 年後の導入時期を 2011 年とする戦略的プランを公表した。なお、2008 年のサブプライムローン問題に端を発する金融危機が発生した時に、IFRS 移行時期の先送りを望む意見があったようだが、多くの企業は既に移行準備が進捗しており、先送りはむしろ問題があるとして、予定通り、2011 年よりカナダ会計基準として、有効な全ての IFRS を一括適用している¹¹。

なお、カナダ会計基準は CICA Handbook のなかで制定されるものだが、その内容の決定権限は、企業会計基準の設定主体である AcSB が有している。それゆえ、AcSB は CICA Handbook は、一部取り込まない“カーブアウト”や内容を修正する“モディフィケーション”を行う事ができるが、それは多様な IFRS を生み出すという矛盾に繋がるため、AcSB は、IFRS を「いじくりまわさない (no tinkering) アプローチ」をとることとした。このアプローチを首尾一貫することにより、各個別基準の解釈指針のようなものを、通常、公表しないことと、既存のカナダ会計基準へのガイドラインや解釈指針を撤回することを決めている¹²。そのうえで、カナダの法制度、税制、規制、その他の状況においてのみ生じる問題について、IASB では対処されそうにない場合、IASB の解釈委員会 (IFRS Interpretations Committee) に対応を依頼するか、AcSB によって新たなガイダンスを出す対象であるかどうかについて決定するために特別委員会を設定している¹³。

2-4 小括

カナダにおいては、会計基準の国際的コンバージェンスのなか、カナダ会計基準を IFRS やアメリカ基準にすりあわせるよう調整を行ってきた。しかしながら、カナダ資本市場は、世界的に見ると規模が小さいなどの理由で、カナダ会計基準を独自に開発、制定、維持することは資源の有効利用とならないという事から、他の会計基準をアドプションする事を企図する。アドプションに当たり、旧カナダ会計基準

内容は、アメリカ基準ほどには細則にわたるものではなく、また概念フレームワークについては IFRS に近似していたものとなっていたことや、さらに、アメリカ基準の適用は、非常に費用と労力が掛かり、かつ、アメリカ市場向けに開発されている以上、アメリカでの公共の利益だけに焦点を当てているため、IFRS の一括適用という決定がなされている。ちなみに、カナダのトロント証券取引所は、カナダ同様に鉱業分野の市場シェアが高いオーストラリアが、すでに IFRS のアドプションを決定していたため、市場間での比較可能性が高くなる事を理由に、IFRS のアドプションを好意的に捉えていた。次に、一括適用時にどのような影響が生じているか、事例をもとに考察してみよう。

3 アドプションの事例 (RBC のケース)

トロント証券取引所に上場する企業の財務諸表数値をみると、IFRS アドプション前と後で大きな数値の変化はない企業が多い。例えば、図表 1 は、カナダにおける主要銀行の一つであるロイヤル・バンク・オブ・カナダ (Royal Bank of Canada: 以下、RBC と記す) の連結財務諸表における主要項目の数値の変遷である。IFRS 導入前後の財務諸表数値を比較すると、趨勢的には大きな変化がないようである。実際に、どのような項目に RBC の場合には差異が生じたか、詳細を検討しよう。

図表1 RBCの過去5年間の財務数値および財務指標

(Canada\$ millions)	IFRS			Canadian GAAP	
	2013	2012	2011	2010	2009
Selected balance sheet items					
Total assets	890,819	825,100	793,833	726,206	654,989
Securities	182,718	161,611	167,022	183,519	177,298
Loans (net of allowance for loan losses)	408,666	378,244	99,650	273,006	258,395
Derivative related assets	74,822	91,293	479,102	106,155	92,095
Deposits	558,480	39,453	34,889	414,561	378,457
Common equity	41,650	37,150	35,550	33,250	30,450
Selected income statement items					
Total revenue	30,867	29,772	27,638	26,082	26,441
Provision for credit losses	1,239	1,301	1,133	1,240	2,167
Insurance policyholder benefits, claims and acquisition expense	2,784	3,621	3,358	3,546	3,042
Non-interest expense	16,227	15,160	14,167	13,469	13,436
Net income before income taxes	10,617	9,690	8,980	7,827	7,796
Net loss from discontinued operations	8,429	7,590	6,970	5,732	5,681
Net loss from discontinued operations	-	-51	-526	-509	-1,823
Net income	8,429	7,539	6,444	5,223	3,858
Selected information					
EPS – basic	5.6	4.98	4.25	3.49	2.59
EPS – diluted	5.54	4.93	4.19	3.46	2.57
ROE	19.40%	19.30%	18.70%	14.90%	11.90%
EPS – basic (from continuing operations)	5.6	5.01	4.62	3.85	3.9
EPS – diluted (from continuing operations)	5.54	4.96	4.55	3.82	3.86
ROE (from continuing operations)	19.40%	19.50%	20.30%	16.50%	17.90%
Tier 1 capital ratio	11.70%	13.10%	13.30%	13.00%	13.00%
Total capital ratio	14.00%	15.10%	15.30%	14.40%	14.20%
Assets-to-capital multiple	16.6x	16.7x	16.1x	16.5x	16.3x
Dividend yield	4.00%	4.50%	3.90%	3.60%	4.80%

出典 RBC[2011a] p.8 Table 1, RBC[2012a] p.10 Table 1, RBC[2013a] p.8 Table 1より作成

図表 2 RBC の IFRS 適用初年度における連結貸借対照表項目のカナダ GAAP と IFRS 調整表

As at November 1, 2010 (Unaudited)												
(Canada\$ millions)	Canadian GAAP	IFRS 1			Others						Total impact	IFRS
		Classification of financial instruments	Employee benefits	Cumulative translation differences	Goodwill	Securitization (Derecognition)	SPE	Insurance contracts	Discontinued operations	Hedging and other		
Assets												
Cash and due from banks	8,440						-30		888		858	9,298
Interest-bearing deposits with banks	13,254	521							-2		519	13,252
Securities	183,519					-11,733	1,436		5,200	140	-4,957	179,083
Loans (net of allowances for loan losses)												
Retail loans	213,770					48,311	1,920		6,551	-182	56,600	270,390
Wholesale loans	59,236	-596					-793		12,172	-2	10,781	70,017
Assets from segregated funds								279	-22		257	257
Assets of discontinued operations	34,364								-28,641		-28,641	5,723
Derivatives	106,155					-24	-90		68		-46	106,109
Other assets	107,468	-19	-1,266		-1,261	116	-22	977	3,786	1,484	3,795	111,263
Total assets	726,206	-94	-1,266		-1,261	36,670	2,421	1,256		1,440	39,166	765,372
Liabilities												
Deposits	414,561					42,820	2,568		18,472	-10	63,850	478,411
Liabilities from segregated funds								279	-22		257	257
Liabilities of discontinued operations	24,455								-19,443		-19,443	5,012
Derivatives	108,908					-843	10		2		-831	108,077
Other Liabilities	129,667	-40	98		-4,819	-1,642	977	991	1,605	-2,830	126,837	
Subordinated debentures	6,681						995				995	7,676
Trust capital securities	727						900				900	1,627
Total liabilities	684,999	-40	98			37,158	2,831	1,256		1,595	42,898	727,897
Equity attributable to Shareholders												
Preferred and common shares	18,344											18,344
Retained earnings	22,706	-57	-1,364	-1,664	-1,261	-415	-226			-668	-5,655	17,051
Accumulated OCI (Loss)	-2,099	3		1,644		-73	-29			520	2,085	-14
Total Equity attributable to Shareholders	38,951	-54	-1,364		-1,261	-488	-255			-148	-3,570	35,381
Non-controlling interest in subsidiaries	2,256						-155			-7	-162	2,094
Total equity	41,207	-54	-1,364		-1,261	-488	-410			-155	-3,732	37,475
Total liabilities and equity	726,206	-94	-1,266		-1,261	36,670	2,421	1,256		1,440	39,166	765,372

出典 RBC[2011a] p.67 Table 66

3-1 非継続事業

図表2は、RBCが次年度よりIFRSを適用するために、IFRS導入前の2010年度末（決算日2010年10月31日）のカナダGAAP連結貸借対照表と、同時点でIFRSを適用した値の比較表である。まず、このなかで、数値上、比較的大きな差異が生じているのは、一つは非継続事業資産（Assets of discontinued operations）と非継続事業負債（Liabilities of discontinued operations）である。非継続事業資産はカナダGAAPでは34,364百万カナダドルであるのに対し、IFRSでは5,723百万カナダドルと、マイナス28,641百万カナダドル、比率で示すと-83.35%の差異が生じている。一方の非継続事業負債はカナダGAAPでは24,454百万カナダドルであるのに対し、IFRSでは5,012百万カナダドルと、マイナス19,442百万カナダドル、比率で示すと-79.50%の差異が生じている。この際の要因は、非継続活動の結果を、先の貸借対照表にリステイトメントすることが認められていないからである¹⁴。

3-2 暖簾

暖簾は、非継続事業資産はカナダGAAPでは6,660百万カナダドルであるのに対し、IFRSでは5,444百万カナダドルと、マイナス1,216百万カナダドル、比率で示すと-18.25%の差異が生じている。この差異は、カナダGAAPに従って、暖簾を8つの報告単位（reporting units）に振り分けていた。しかしながら、IFRSに従い、暖簾を10の現金創出単位ないしはそのグループに振り分ける事になり、その上で減損等の処理を行った結果、カナダGAAPにおける残高が多い事となり、暖簾と留保利益を同額減額したものである。

3-3 金融商品

金融商品に関しては、金融商品の認識の中止（derecognition）の要件、特別目的事業体（special purpose entities: 以下、SPE）の連結範囲、および非継続事業により、数値に差異が生じている。金融資産の認識の中止については、カナダGAAPは法的形式を基礎としており、IFRSはリスクと経済価値（risk and rewards）を基礎としているため、金融資産の数値に差異

が生じている。また、SPEの連結については、カナダ基準では変動持分事業体（variable interest entities: VIEs）の概念を用いているが、IFRSではその概念は存在していない事から差異が生じている。

これらの会計基準間の相違によって、具体的には、有価証券（Securities）、ローン資産（Loans）、預金（Deposits）に大きな差異が生じている。有価証券については、カナダ基準で183,519百万カナダドルのところ、IFRSでは179,083百万カナダドルで、差異のマイナス4,436百万カナダドルが生じている。このうち、マイナス11,733百万は金融商品の認識の中止に、プラス1,436百万カナダドルはSPEの連結範囲に、プラス5,200百万カナダドルは非継続事業の認識に基づく差異である。

ローン資産（貸倒引当金控除後）は、カナダ基準で273,006百万カナダドルのところ、IFRSでは340,387百万カナダドルで、差異のプラス84,170百万カナダドルのうち、プラス48,311百万は金融商品の認識の中止に、プラス1,127百万カナダドルはSPEの連結範囲に、プラス19,053百万カナダドルは非継続事業の認識に基づく差異である。

また、預金については、カナダ基準で414,561百万カナダドルのところ、IFRSでは478,411百万カナダドルで、差異のプラス63,850百万カナダドルのうち、プラス42,820百万は金融商品の認識の中止に、プラス2,568百万カナダドルはSPEの連結範囲に、プラス18,472百万カナダドルは非継続事業の認識に基づく差異である。

3-4 IFRS第1号「IFRSの初度適用」

図表2からわかるように、IFRS第1号「IFRSの初度適用」(First-time Adoption of International Financial Reporting Standards)の範囲における差異はそれほど大きなものではない。もともと、多くの旧カナダ会計基準はIFRSにコンバージェンスさせており、基準上、差異はそれほど多くなかった。それに加え、AcSBはIASBに対して、IFRS第1号の修正を要求し、IASBは除外規定の導入や鉱山に関するIFRICの解釈指針（これはRBCには関係ないものではあるが）の公表な

どを行っており、IFRS の初度適用時の影響を最小化させる努力がなされていた事も関係していると考えられる。

なお、生じている差異として比較的大きなものは、退職給付に係る制度資産が 1,266 百万カナダドル減少していることと、留保利益 (Retained earnings) と、その他包括利益累計額 (Accumulated other comprehensive income) のとの間で 1,364 百万カナダドルの区分変更がある程度である。このうち、退職給付に関しては、退職給付に係る制度資産について IAS 19 号で報告日における公正価値評価を求めているのに対し、旧カナダ基準では報告日から 3 ヶ月以内における公正価値で評価する事が認められているため、測定日の変更に基づく差異である。

3-5 小括

最終的な影響は、カナダ基準では総資産額は 726,206 百万カナダドルであったところ、IFRS を適用した場合には、765,372 百万カナダドルと、39,166 百万カナダドルの増加であり、その影響は金融商品の証券化や認識の中止に基づくものが大部分である。実際に、旧カナダ基準と IFRS の差異はそれほど多くなかった。主要な基準間差異には、旧カナダ基準では有形固定資産と無形固定資産の評価、測定は取得原価のみであり、IFRS に組み込まれている再評価モデルは導入されていなかった。投資不動産についても旧カナダ基準は取得原価評価で、公正価値評価は導入されていなかった。これらの差異については、RBC は金融業であり、これらが総資産に占める割合は小さいため、IFRS の初度適用に大きなインパクトはなかった。また、RBC のような金融業以外の他の業種においても、有形固定資産や無形固定資産の評価に対して再評価モデルを用いている企業はほとんどなく、投資不動産に対しては、一部の企業が公正価値モデルを採用している程度であり、アドプション以前に、旧カナダ基準を徐々に IFRS とコンバージェンスさせて来た事で、一時に影響が生じるという事はなかったようである。

しかしながら、企業における IFRS の導入には、別の障害があった。それは、IFRS が原則主義により構成されており、実際に企業が自社

の財務報告に IFRS を導入する時に、どのように会計処理すべきなのかについて、混乱が生じたようである。

4 生じた問題点

4-1 “原則主義”に基づく問題点

(1) 原則主義とは

まず、原則主義、および細則主義とはどのようなものであるか、概観しておこう。

向 [2013] によると、原則主義とは、「会計基準あるいは別途解釈指針等において数値基準を明示して、具体的な会計基準を規定する」¹⁵ 会計基準の設定の方法で、一方、細則主義とは「数値基準等を定める事なく、あくまで原理・原則 (コア原則 (core principles)) の規定にとどめて、会計基準の適用を経営者の判断に任せる」¹⁶ 会計基準の設定の方法といわれる。一般的には、IFRS は原則主義であり、アメリカ基準や日本基準は細則主義とされている。また、Hail et al [2013] によると、原則主義と細則主義は相対的なものであるとしており、IFRS はアメリカ基準よりも原則主義的であるといえそうだが、現実の会計基準設定において、原則主義と細則主義は必ずしも厳密に二項対立しているわけではなく、いわば、程度の問題であろう。その意味では、わが国の会計基準は、IFRS と比較すると細則主義的であるという事になる。

図表 3 会計基準の規定内容

	細則主義	原則主義
規定内容が詳細か否か	数値基準を示し詳細に規定する	コア原則だけにとどめた規定とする
経営者の判断を容認するか否か	経営者に裁量の余地を与えない	経営者の適切な判断を可能とする

出典：向 [2013] 179頁

(2) “原則主義”に基づく問題点とその対応

前述のように、旧カナダ基準およびその概念フレームワークが、アメリカ基準のような細則主義的というよりは、IFRS のように原則主義的であるため、大企業から小企業まで原則主義による会計処理に馴染んでいたため、AcSB は

IFRS への移行に基づく原則主義に関する問題はそれほど大きな影響はないと考えていた。

しかしながら、IFRS をアドプションする際に、旧カナダ基準で存在していた適用外団を指針などのガイダンスを全て破棄し、また、IFRS から逸脱する恐れがあるとして、AcSB などでは一切のガイダンス類の提供を行わないとしている¹⁷。それゆえ、旧カナダ基準の原則主義のレベルより、IFRS のほうが原則主義のレベルがかなり高いことになる。

原則主義により、どのような会計処理が適切であるかについて、企業の会計担当者や会計監査人の間で問題となっていることが、AcSB のアニュアルレポートなどから分かる。各企業が異なる会計処理を行うと、財務情報の比較可能製が低下すると考えられる。そこで、例えば、RBC は業界内の比較可能性が担保されるよう、カナダ5大銀行（RBC、トロント・ドミニオン銀行、モントリオール銀行、カナディアン・インペリアル商業銀行、ノバスコシア銀行）で定期的に会合を持ち、銀行業界内での会計処理の統一化を図っている。

AcSB としては、IASB に従い IFRS の純粋な適用を首尾一貫して維持するため、ガイダンスを一切公表しない代わりに、IFRS ディスカッション・グループ（IFRS Discussion Group）を設立し、カナダ企業間で生じている各種問題点を常に把握し、その問題点を IASB へアドバイスしたり、適用指針や解釈指針をもっと出すように提案している。また、RBC としても、カナダが IFRS をアドプションした以上、IFRIC はカナダ企業に対するガイダンスをより出す必要があり、かつ意味のある時期に出すことを要求している。

AcSB としては、独自の会計基準を開発したり、IFRS をカナダ化したり、あるいはそれらの維持にかける労力を、IFRS がよりカナダの財務報告に適し、それが利害関係者の情報ニーズに適うものになるよう、国内の状況を調査し、IASB に対して働きかけを行う事で、問題点を解消しようと努力を行っている。

また、カナダでは規模の小さな企業が多く、原則主義的な IFRS の適用に戸惑う企業が生じる事が予測されたため、製造業や農林水産業で規模の小さな企業が多いカナダ西部のブリ

ティッシュ・コロンビア州やアルバータ州では、地域の証券取引委員会などの規制当局が IFRS による会計処理の支援、教育を行っている。

4-2 その他の問題点

AcSB や企業のアニュアルレポートや、AcSB へのコメントレーターでは、興味深い事に、包括利益と当期純利益への言及が多い。例えば、オンタリオ証券取引委員会は、投資家にとって重要な情報は当期純利益と会計基準外の情報（例えば、経営者の予測利益など）であり、包括利益にはほとんど関心がないとしている。カナダでは製造業や農林水産業に属する企業が多いため、リサイクリングにかなりの関心があるようである。

おそらく、リサイクリングについて、業種間でその方法や適用範囲に差異があると考えられ、カナダ産業界は IASB が包括利益へ傾斜する事を望んでいないようである。

5 おわりに

カナダにおいては、もともと旧カナダ基準が IFRS に、充分にコンバージェンスされていたことと、概念フレームワークや会計基準の内容が原則主義的であったことで、IFRS のアドプションはそれほど影響の大きなイベントではなかったといえる。このことは、IFRS をアドプションへのプロジェクトの経過や、財務数値から推測される。

わが国においては、アメリカの動向や産業界の要望、東日本大震災といった、会計外の要因で、アドプションへの過程が先送りされた。しかし、わが国の基準が比較的細則主義的であるため、IFRS へのアドプションをカナダと同程度の準備期間で行うと、大きなインパクトをもちうる事が考えられる。同じように、極めて細則主義的なアメリカもアドプションを行っていない。日本の会計基準の内容や生成過程は、IFRS のアドプションの問題に対して大きな影響をもっているといえよう。

参考文献

Accounting Standard Board (AcSB) [2006],
Accounting Standards in Canada: New

- Directions Strategic Plan (Adopted by the Accounting Standards Board on January 4, 2006)* .
- [2011a], "Adoption of International Financial Reporting Standards," *CICA Handbook Part 1–Accounting*.
- [2011b], *AcSB Annual Report 2010–2011*.
- [2012], *AcSB Annual Report 2011–2012*.
- [2013], *AcSB Annual Report 2012–2013*.
- Blanchette, Michel, François-Éric Racicot, and Jean-Yves Girard [2011], *The Effects of IFRS on Financial Ratios: Early Evidence in Canada, working paper*, the Certified General Accountants Association of Canada.
- Canadian Tire Corporation [2011], *Canadian Tire Corporation 2011 Annual Report*.
- [2012a], *Canadian Tire Corporation 2012 Annual Report*.
- [2012b], *Notice of 2012 Annual Meeting of Shareholders and Management Information Circular*.
- [2013a], *Canadian Tire Corporation 2013 Annual Report*.
- [2013b], *Notice of 2013 Annual Meeting of Shareholders and Management Information Circular*.
- [2014], *Notice of 2014 Annual Meeting of Shareholders and Management Information Circular*.
- Clarkson, Peter, J. Douglas Hanna, Gordon D. Richardson, Rex Thompson [2011], "The impact of IFRS adoption on the value relevance of book value and earnings," *Journal of Contemporary Accounting & Economics*, Vol. 7, Issue 1, Pages 1–17, June 2011.
- Daske, Holger, Luzi Hail, Christian Leuz and Rodoligo Verd [2013], "Adopting a Label: Heterogeneity in the Economic Consequences Around IAS/IFRS Adoptions," *Journal of Accounting Research*, Vol. 51, Issue 3, pp. 495–547, June 2013.
- Hail, Luzi, Christian Leuz, and Peter Wysocki [2010a], "Global Accounting Convergence and the Potential Adoption of IFRS by the U.S. (Part I): Conceptual Underpinnings and Economic Analysis," *Accounting Horizons*, Vol. 24, No. 3, pp. 355–394
- Hail, Luzi, Christian Leuz, and Peter Wysocki [2010b], "Global Accounting Convergence and the Potential Adoption of IFRS by the U.S. (Part II): Political Factors and Future Scenarios for U.S. Accounting Standards," *Accounting Horizons*, Vol. 24, No. 4, pp. 567–588
- Jamal, Karim, Robert Bloomfield, Theodore E. Christensen, Robert H. Colson, Stephen Moehrle, James Ohlson, Stephen Penman, Thomas Stober, Shyam Sunder and Ross L. Watts [2010], "A Perspective on the Canadian Accounting Standards Board Exposure Draft on Generally Accepted Accounting Principles for Private Enterprises," *Accounting Horizons*, Vol. 24, No. 1, pp. 129–137, March 2010.
- Ramanna, Karthik [2013], "The International Politics of IFRS Harmonization," *Accounting, Economics and Law*, Vol. 3, Issue 2, pp. 1–46, June 2013.
- Richardson, Alan J., [2008], "Due Process and Standard-setting: An Analysis of Due Process in Three Canadian Accounting and Auditing Standard-setting Bodies," *Journal of Business Ethics*, Vol. 81, pp.679–696.
- Royal Bank of Canada [2011], *Royal Bank of Canada 2011 Annual Report*.
- [2012], *Royal Bank of Canada 2012 Annual Report*.
- [2013], *Royal Bank of Canada 2013 Annual Report*.
- Tweedie, David, [2007], "Can Global Standards be Principle Based?," *Journal of Applied Research in Accounting and Finance*, Vol.2, Issue1, pp.3–8.
- 企業会計審議会 [2009], 「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」。
- [2012], 「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」。
- 金融庁 [2010], 「IFRS 適用に関する検討に

ついて」, <http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>.

威知謙豪 [2004], 「資産の流動化と米国における特別目的事業体の連結基準」, 『京都マネジメント・レビュー』, 第6巻, 117-131頁。

斎藤静樹 [2013], 『会計基準の研究<増補改訂版>』, 中央経済社

真田 正次 [2013], 「会計基準における原則主義アプローチの経済的影響: 実証研究の成果」, 『経営研究』(大阪市立大学), 第64巻, 第1号, 15-37頁。

宗田 健一 [2013], 「自国で会計基準開発・設定権限を持つ意義 - 受け入れ可能な IFRS の作り込みを視野に入れて -」, 『商経論叢』(鹿児島県立短期大学), 第64巻, 第1号, 29-46頁。

藤田 敬司 [2013], 「ルール型会計基準から原則型会計基準へ: 米国における US・GAAP から IFRS への移行論議を中心として」, 『立命館経営学』, 第52巻, 第1号, 53-71頁。

向 伊知郎 [2013], 「国際財務報告基準 (IFRS) 設定の基礎的特徴」, 『経営管理研究所紀要』, 第20巻, 177-187頁。

Principles, Auditing Standards and Reporting Currency”

4 AcSB[2011a] paras. 19-23

5 なお、AcSBとしては、カナダ基準に似た基準のほうがより不安が少ないと考えられたようである。なお、IFRS のアドプションは、この市場の動向を反映したものであるとしている (AcSB[2011a] para. 20)。

6 例えば、ケベック州のモントリオールに本社をおく重工業コングロマリットのボンバルディア (Bombardier Inc.) のように、航空部門のボンバルディア・エアロスペースはケベック州に本社をおいて、トロント証券取引所に上場し、鉄道部門のボンバルディア・トランスポーテーションはドイツのベルリンに本社をおいているようなケースが考えられる。

7 AcSB[2011a] para. 28

8 AcSB[2011a] paras. 13, 26, 27

9 AcSB[2011a] para. 28

10 AcSB[2011a] para. 29

11 AcSB[2011a] paras. 36-39

12 AcSB[2011a] paras. 45-47 なお、カーブアウトを否定しているが、料金規制企業に対しては1年間適用を遅らせて、その間、旧カナダ基準を用いるか、2015年1月1日を期首とする会計年度より前までアメリカ基準を適用する事を例外的に認めている。また、SEC登録企業に対しては、期限を定めずアメリカ基準を用いる事を認めている

13 AcSB[2011a] paras. 48-49

14 RBC [2011a] p.69

15 向 [2013] 179頁

16 前掲書 179頁

17 AcSB[2011a] para. 47

1 AcSB[2011a] paras. 8 and 45

2 AcSB[2011a] paras. 6 and 8

3 AcSB[2011a] paras. 6, 8 and 13, and National Instrument 52-107, “Acceptable Accounting